

警察本部訓令第13号
昭和51年7月28日

「岩手県警察機動鑑識隊の運営に関する訓令」

(概要)

この訓令は、岩手県警察機動鑑識隊(以下「機動鑑識隊」という。)の運営に関し、必要な事項を定めたものである。

機動鑑識隊は、刑事部鑑識課に置かれ、その任務は

殺人(変死体を含む。)、強盗、強姦及び傷害致死事件

放火(原因不明の火災事件を含む。)及び重要施設又は大規模の失火事件

略取、誘拐及び現場設定を伴う企業恐喝事件

重要又は特異な侵入窃盗事件

爆発事故、事件並びに列(電)車、航空機等の交通機関に係る重大事故及び悪質妨害事件

重要ひき逃げ事件

その他警察署長から要請された事件

等の現場鑑識活動となっている。